

議案第5号

中札内村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

中札内村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第18号）の一部を改正する条例を次のように制定する。

中札内村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

中札内村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第18号）の一部を次のように改正する。

第15条第1項第2号中「同条第11項」を「同条第10項」に改める。

第23条の見出しを「（掲示等）」に改め、同条中「を掲示しなければならない。」を「を掲示するとともに、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。）により公衆の閲覧に供しなければならない。」に改める。

第35条第3項中「「法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」とあるのは「法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」と、」を削る。

第36条第3項中「第6条第2項中」の次に「「特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。））」とあるのは「特定教育・保育施設（特別利用教育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。））」と、」を加える。

第53条第2項第2号中「磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物」を「電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。））」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。